

相模原 法人会だより

JULY 2012

相模原法人会広報誌

No. 178 隔月発行
年6回

ハイライト

第39回通常総会開催

ひと

有限会社ハヤシ美掃 林 大介さん

平成23年度会員増強優良表彰

活動フラッシュ

相模原税務署からのお知らせ

花子と太郎の見てある記

有限会社 サイトウ

読者プレゼント

手造り燻製セット お手軽香房



平成23年度事業報告
定款(案)並びに諸規定(案)の件



相模原税務署からのお知らせ



ハイライト
第39回通常総会開催



活動フラッシュ
相模の大風まつりへ参加他



読者プレゼント
折手造り燻製セット お手軽香房



ひと
有限会社ハヤシ美掃
林 大介さん



相模台地区
有限会社ハヤシ美掃(代表)
林 大介さん

感謝の言葉が 一番のよろこびです

清掃を中心に付随する業務を拡張

平成6年に父と母と私の3人で清掃に関する仕事を立ち上げ、2年後の平成8年に法人化しました。民間や企業様の事務所の清掃が業務の中心で、相模原市の公共物件も取り扱っています。お客様のご要望が多かった、引っ越し後のリフォーム等も行います。お掃除の仕事は、それに付随して色々な業務が派生するのですが、今後も様々なご要望にお応えしたいと思います。

2年前からは、自宅のリビングルームを改造してパン教室も始めました。清掃業とは全く異なる異業種なのですが、実は私の妻が以前からパンの講師をしていて専門学校等で教えていたのです。そうした関係でパン教室にも挑戦しました。

お客様の感謝の言葉がやりがい

仕事をしていて一番の苦労は従業員の確保です。現在3人のスタッフが頑張ってくれていますが、それでも人手が不足していて、常に募集をかけている状態です。仕事を覚えたスタッフが独立するケースもあって、いつも人材確保のことばかり考えていて、気の休まらない日も多いですね。それでも、お客様から感謝の言葉をいただいた時は一番のよろこびですし、現場のスタッフの大きな励みにもなります。弊社を信頼してくださり、次のお

客様を紹介していただけるのは、ほんとうに有り難いことだと思います。まだまだ会社の体制が整っているとは言えませんが、現在の業務を中心としながら、少しずつでも業務を拡張していき、少しでもお客様のお役に立てるよう努力していこうと思っています。

青年部会で、夢と想いを未来に届けたい

会社が年中無休で、自由な時間もそれほど多くありませんし、なにより一日何も仕事をしていないと不安になるというのが正直なところですので、趣味等もありません。それでも、青年部会の活動には夢がありますから、積極的に参加をしています。今回、青年部会では30周年イベントを企画しました。

9月17日、相模大野のグリーンホールで講師に野村克也氏をお招きして特別講演を行います。1800人も収容できるホールですから、皆さんに足を運んでいただいて会場を満員にしたいと考えています。隣接する中央公園では同日開催としてバルーンセレモニーも行います。「未来への挑戦30」というタイトルで、皆さんの夢と想いと願いを風船に詰め込んで、大きくふくらませて、未来に届けたいと思います。一人でも多くの方に参加していただけるような楽しいイベントを企画していますので奮ってご参加いただけることを楽しみにしています。

第39回通常総会開催 全議案可決 年度内に公益社団法人申請へ



平成24年5月29日、第39回通常総会がけやき会館で開催されました。3月31日現在の議決権を有する会員数3,564社、出席正会員98社、委任状により議決権を行使された正会員2,014社、合計2,112社で過半数に達していることから、各議案を審議するために必要な定足数を充たし、稲場会長が議長を務め、上程された全議案が承認されました。

このことにより、今年度、神奈川県へ公益社団法人への移行申請を行うこととなります。

審議された議案は以下の通りです。各議案の内容については、2ページ以降に掲載しています。

- | | | | |
|-------|-----------------|-------|------------------|
| 第1号議案 | 平成23年度事業報告の件 | 第5号議案 | 公益社団法人移行申請手続の件 |
| 第2号議案 | 平成23年度決算報告の件 | 第6号議案 | 定款(案)並びに諸規定(案)の件 |
| 第3号議案 | 平成24年度事業計画(案)の件 | 第7号議案 | 理事及び監事一部改選の件 |
| 第4号議案 | 平成24年度予算(案)の件 | | |

掲載しました各議案はホームページからダウンロードすることが可能です。

<http://sagamiharahojinkai.or.jp>

相模原法人会

検索



第1号議案 平成23年度事業報告の件 自平成23年4月1日至平成24年3月31日

東日本大震災による甚大な被害状況に鑑み、平成23年度は、年度当初の会員の交流事業等を自粛し、中止或いは延期とすることが相次ぎましたが、被災地の復旧がなかなか進まない中で、各支部や地区では、被災地域の復旧復興のための支援活動を、1年を通して実施して参りました。

また、平成24年度に公益社団法人の申請を見据えた中で、定款及び諸規定の整備、公益社団法人に準じた運営、事業活動を精力的に進めて参りました。

【組織】

I 会員数

期首 平成23年4月 1日 3,782社

期末 平成24年3月31日 3,636社

(うち、賛助会員72社)

II 組織

期首 平成23年4月 1日 13支部41地区

期末 平成24年3月31日 13支部35地区

【実施事業】

1. 税知識の普及を目的とする事業

- (1) 新設法人説明会
- (2) 決算法人説明会
- (3) 税務相談
- (4) 広報誌発行による税情報や開催要領の公開
- (5) Web サイトによる税情報の発信
- (6) 法人税確定申告書の見方書き方講座
- (7) 源泉部会税務研修会
- (8) 地区支部税務研修会

2. 納税意識の高揚を目的とする事業

- (1) 地域イベント参加による税金クイズ等

3. 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業

- (1) 法人会全国大会
- (2) 公益財団法人全国法人会総連合税制セミナー
- (3) 税制改正要望アンケートの実施
- (4) 社団法人神奈川県法人会連合会税制問題研究会
- (5) 税制改正要望書の関係機関への提出
- (6) 全国青年の集い

4. 地域企業の健全な発展に資する事業

- (1) 経営研修会
- (2) 法律相談
- (3) インターネットセミナー

5. 地域社会への貢献を目的とする事業

- (1) 会員大会「安全・安心な都市づくりフォーラム」
- (2) 健康セミナー
- (3) 女性部会絵手紙作成、送付
- (4) 女性部会タオル寄贈
- (5) 使用済み切手寄贈
- (6) 社会貢献研修会
- (7) 相模川クリーン作戦
- (8) チャリティイベント
- (9) 地域イベントへ参加
- (10) 地域美化運動
- (11) 情操教育用絵本寄贈
- (12) 中学生職場体験学習支援事業
- (13) (社)神奈川県法人会連合会「法人会の森」下草刈

6. 会員の交流に資するための事業

- (1) 新年賀詞交歓会
- (2) 理事、監事、委員会、支部、部会等交流会
- (3) 厚生親睦旅行
- (4) 支部部会会員交流会
- (5) 支部部会施設見学会

7. 会員の福利厚生等に関する事業

- (1) 経営者大型保障制度の普及推進
- (2) 経営保全プランの普及推進
- (3) がん保険制度の普及推進
- (4) 簡易保険団体保険料払込制度の普及推進
- (5) 成人病検診
- (6) パソコンセミナー
- (7) 葬儀・儀式サービス
- (8) 福利厚生制度推進連絡協議会
- (9) 貸倒保障制度普及促進

第 2 号議案 平成 23 年度決算報告の件 自平成 23 年 4 月 1 日 至平成 24 年 3 月 31 日

◆平成 23 年度収支計算書

(単位：円)

23 年度予算	
科 目	予算額
I. 事業活動収支の部	
i. 事業活動収入	
1. 法人会費収入	43,728,000
2. 研修会費収入	1,195,000
3. 助成金収入	14,960,616
4. 部会会費収入	640,000
5. 収益事業収入	6,700,000
6. 雑収入	415,000
7. 収益会計繰入金収入	1,500,000
事業活動収入計	68,723,616
ii. 事業活動支出	
1. 事業費	40,316,374
2. 会議費	2,550,000
3. 管理費	24,750,000
4. 繰出金支出	1,500,000
事業活動支出計	69,116,374
事業活動収支差額	△ 392,758
II. 投資活動収支の部	
i. 投資活動収入	
1. 特定資産取崩収入	0
投資活動収入計	
ii. 投資活動支出	
1. 特定資産取得支出	4,200,000
投資活動支出計	4,200,000
投資活動収支差額	△ 4,200,000
III. 財務活動収支の部	
i. 財務活動収入	
財務活動収入計	0
ii. 財務活動支出	
1. 長期借入金返済支出	7,000,000
財務活動支出計	7,000,000
投資活動収支差額	△ 7,000,000
IV. 予備費支出	1,933,084
予備費支出	1,933,084
当期収支差額	△ 11,592,758
前期繰越収支差額	13,525,842
次期繰越収支差額	

23 年度決算	
科 目	予算額
I. 事業活動収支の部	
i. 事業活動収入	
1. 法人会費収入	43,721,800
2. 研修会費収入	2,421,499
3. 助成金収入	16,458,870
4. 部会会費収入	620,250
5. 収益事業収入	6,599,858
6. 受取利息	7,125
7. 雑収入	853,346
8. 収益会計繰入金収入	1,500,000
事業活動収入計	72,182,748
ii. 事業活動支出	
1. 事業費	34,656,746
2. 会議費	2,366,096
3. 管理費	33,313,781
4. 公益会計繰出金支出	1,500,000
事業活動支出計	71,836,623
事業活動収支差額	346,125
II. 投資活動収支の部	
i. 投資活動収入	
1. 特定資産取崩収入	13,978,976
投資活動収入計	13,978,976
ii. 投資活動支出	
1. 特定資産取得支出	3,820,000
投資活動支出計	3,820,000
投資活動収支差額	10,158,976
III. 財務活動収支の部	
i. 財務活動収入	
財務活動収入計	0
ii. 財務活動支出	
1. 長期借入金返済支出	7,035,528
財務活動支出計	7,035,528
投資活動収支差額	△ 7,035,528
IV. 予備費支出	0
予備費支出	
当期収支差額	3,469,573
前期繰越収支差額	13,525,842
次期繰越収支差額	16,995,415

◆平成 23 年度貸借対照表 平成 24 年 3 月 31 日現在

(単位：円)

科 目	公益会計	収益会計	合 計	摘 要
I 資産の部				
1 流動資産	20,954,896	12,993,540	33,948,436	
2 固定資産				
(1) 基本財産	134,861,500		134,861,500	土地
(2) 特定資産	24,612,228		24,612,228	積立預金等
(3) その他の固定資産	177,540,960		177,540,960	建物・備品等
[資産合計]	357,969,584	12,993,540	370,963,124	
II 負債の部				
1 流動負債	3,959,481	4,788,535	8,748,016	
2 固定負債	106,370,168	2,124,600	108,494,768	借入金・減価償却等
[負債合計]	110,329,649	6,913,135	117,242,784	
III 正味財産の部				
一般正味財産	247,639,935	6,080,405	253,720,340	
前期繰越利益		5,815,268	5,815,268	
[正味財産合計]	247,639,935	6,080,405	253,720,340	収益分
[負債・正味財産合計]	357,969,584	12,993,540	370,963,124	

第3号議案 平成24年度事業計画(案)の件 自平成24年4月1日至平成25年3月31日

I 基本方針

1. 組織の強化
2. 租税負担の合理化
3. 税務行政への協力
4. 自計主義の徹底
5. 経営の健全化
6. 地域社会への貢献

II 重点事項

1. 公益認定取得を目指す。
2. 法人会員の質的向上を図る。
3. 基本的な税務知識を普及する。
4. 申告水準の向上に努める。
5. 申告内容の自主点検を普及する。
6. e-Tax (国の電子申告・平成24年度目標役員100% 会員70%に向けて) 及び eLTAX (地方の電子申告) の普及推進を図る。
7. 会員の法人会事業に対する認識を高めるため、法人会事業たる各研修会への参加人員の増加を図る。
8. 会員相互の異業種交流、親睦を図る。
9. 地区支部活動の活性化を図る。
10. 納税協力団体との協調に努める。

III 主要事業計画

1. 税知識の普及を目的とする事業
 - (1) 新設法人説明会
 - (2) 決算法人説明会
 - (3) 税務相談
 - (4) 改正税法説明会
 - (5) 広報誌発行による税情報や開催要領の公開
 - (6) Web サイトによる税情報の発信
 - (7) 源泉部会税務研修会
 - (8) 女性部会及び青年部会税務研修会
 - (9) 地区支部税務研修会
2. 納税意識の高揚を目的とする事業
 - (1) 租税教室実施に向けての調査研究
 - (2) 租税教育用小学生向けマンガ寄贈
 - (3) 相模原市主催イベントでの租税教育用「紙芝居」実施
 - (4) 相模原市主催イベントでの税金クイズ等
 - (5) 地域イベント参加による税金クイズ等
3. 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業
 - (1) 法人会全国大会への参加
 - (2) (公財) 全国法人会総連合税制セミナーへの参加
 - (3) 税制改正要望アンケートの実施

- (4) (社) 神奈川県法人会連合会税制問題研究会への参加
- (5) 税制改正要望書の関係機関への提出
- (6) 全国青年の集いへの参加
- (7) 全国女性フォーラム

4. 地域企業の健全な発展に資する事業

- (1) 労務相談
- (2) 経営研修会 (本部・部会・支部)
- (3) 管外税務経営研修会 (支部)
- (4) 法律相談
- (5) 年末調整説明会
- (6) インターネットセミナー
(セミナーオンデマンド運営管理)

5. 地域社会への貢献を目的とする事業

- (1) 会員大会講演会やシンポジウム
- (2) 健康セミナー (部会・支部)
- (3) 法律相談
- (4) 女性部会絵手紙作成、送付
- (5) 女性部会タオル寄贈
- (6) 女性部会使用済み切手寄贈
- (7) 相模川クリーン作戦へ参加
- (8) チャリティイベント (本部・支部)
- (9) 地域イベントへ参加 (支部)
- (10) 地域美化運動
- (11) 中学生職場体験支援事業
- (12) (社) 神奈川県法人会連合会「法人会の森」下草刈
- (13) その他会員及び一般に有益な事業 (支部地区)

6. 会員の交流に資するための事業

- (1) 新年賀詞交歓会
- (2) 理事、監事、委員会、支部、部会等交流会
- (3) 厚生親睦旅行
- (4) 支部・部会親睦交流事業
- (5) 支部会員交流会
- (6) 支部施設見学会
- (7) 他団体との交流会

7. 会員の福利厚生等に関する事業

- (1) 経営者大型保障制度の普及推進
- (2) 経営保全プランの普及推進
- (3) がん保険制度の普及推進
- (4) 簡易保険団体保険料払込制度の普及推進
- (5) 成人病検診
- (6) パソコンセミナー割引
- (7) 葬儀・儀式サービス
- (8) 福利厚生制度推進連絡協議会
- (9) 貸倒保障制度普及促進

8. その他本会の目的を達成するために必要な事業

平成 24 年度予算 (案) について

平成 20 年 12 月 1 日に公益法人制度改革関連 3 法が施行されたことにより、会計基準が改正され、新基準となりました。新基準の基本的な考え方として、普遍性・透明性を確保することや正味財産増減計算書を企業会計の損益計算書に準じ、比較が可能なものとし、財務諸表を外部報告目的に限定して簡素化し、収支計算書等は内部管理目的として基準の枠外としています。

従いまして、予算書としては、収支計算ベースの収支計算書ではなく、損益計算ベースの正味財産増減計算書となり、事業計画と共に定款における事業別に区分することが必要となります。収支計算書は内部管理目的としての諸表となります。

第 4 号議案 平成 24 年度予算 (案) の件 自平成 24 年 4 月 1 日 至平成 25 年 3 月 31 日

正味財産増減計算書について

平成 24 年度予算案は、組織別事業毎に予算を検討し、経常費用については、直接費用 (特定の一事業のみに発生する経費) と共通費用 (複数の事業に共通して発生する経費) とに区分及び整理し、収益及び直接費用は該当する事業区分にそのまま計上し、共通費用は配賦基準によって該当する事業区分に配賦の上、計上しています。また勘定科目については、〇〇事業費として計上するのではなく、具体的な用途がわかるよう費目の内訳とし

て表すこととなります。

さらに、新基準適用による予算書の作成初年度においては、前年度予算額の科目を当年度予算額の科目に対応して組替えることなく従前の通り列挙する方法をとっています。

この正味財産増減計算書の経常費用で、公益目的事業比率を算定します。

$$\frac{\text{公益目的事業 } 45,935,020 \text{ 円}}{\text{経常費用計 } 72,161,355 \text{ 円}} = 63.65\%$$

◆平成 24 年度予算 正味財産増減計算書 (案)

(単位：円)

24 年度	
科 目	本 年 度 予 算
I. 一般正味財産増減の部	
i. 経常増減の部	
(i) 経常収益	
1. 特定資産運用益	4,700,000
2. 受取会費	42,624,000
3. 事業収益	6,684,000
4. 受取補助金等	15,038,214
5. 雑収益	215,000
経常収益計	69,261,214
(ii) 経常費用	
1. 公益目的事業	45,935,020
2. 収益事業等	16,852,915
3. 管理費	9,373,420
経常費用計	72,161,355
当期経常増減額	△ 2,900,141
法人税及び住民税	300,000
当期一般正味財産増減額	△ 3,200,141
一般正味財産期首残高	253,720,340
一般正味財産期末残高	250,520,199
II. 指定正味財産の部	
受取補助金等	
全法連助成金収入	14,629,028
一般正味財産への振替額	△ 14,629,028
当期指定正味財産増減額	0
指定正味財産期首残高	
指定正味財産期末残高	—
III. 正味財産期末残高	250,520,199

23 年度	
科 目	予 算 額
I. 一般正味財産増減の部	
i. 経常増減の部	
(i) 経常収益	
1. 特定資産運用益	4,700,000
2. 受取会費	43,728,000
3. 事業収益	3,195,000
4. 受取補助金等	14,960,616
5. 受取負担金	640,000
6. 雑収益	415,000
7. 収益会計繰入金収益	1,500,000
経常収益計	69,138,616
(ii) 経常費用	
1. 事業費	40,316,374
2. 会議費	2,550,000
3. 管理費	27,210,000
4. 繰出金支出	1,500,000
経常費用計	71,576,374
当期経常増減額	△ 2,437,758
当期一般正味財産増減額	△ 2,437,758
一般正味財産期首残高	242,690,703
一般正味財産期末残高	240,252,945
II. 指定正味財産の部	
当期指定正味財産増減額	
指定正味財産期首残高	
指定正味財産期末残高	
III. 正味財産期末残高	240,252,945

第5号議案 公益社団法人移行申請手続の件

社団法人相模原法人会は、神奈川県へ公益社団法人移行申請時に、総会において承認された定款及び諸規定について、その内容に変更をきたさない軽微な文言の修正及び変更等の必要が生じた場合、申請代表者である会長に、文言修正等を行うことを委任する。

第6号議案 定款(案)並びに諸規定(案)の件

定款(案)特に重要な条文のみ掲載しています。

第1条 この法人は、公益社団法人相模原法人会（以下「この法人」という。）と称する。

第3条 この法人は、税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、もって適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与するとともに、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献することを目的とする。

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 税知識の普及を目的とする事業 (2) 納税意識の高揚を目的とする事業 (3) 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業 (4) 地域企業の健全な発展に資する事業 (5) 地域社会への貢献を目的とする事業 (6) 会員の交流に資するための事業 (7) 会員の福利厚生等に資する事業 (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第5条 この法人に次の会員を置く。

(1) 正会員 相模原税務署管内に所在する法人で、この法人の目的及び事業に賛同して入会した者
(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した者

第8条 会員は、次の各号の一に該当する場合に至ったときは、その資格を失う。

(1) 退会 (2) 法人の解散 (3) 死亡 (4) 除名 (5) 正当な理由なく会費を2年以上滞納したとき (6) 総正会員の同意があったとき

第12条 総会は、この定款に別段の定めがあるもののほか、次の事項を決議する。

(1) 会員の除名 (2) 理事及び監事の選任又は解任 (3) 理事及び監事の報酬等の額 (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認 (5) 定款の変更 (6) 解散及び残余財産の処分 (7) その他総会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

第13条 通常総会は、毎年1回事業年度終了後3か月以内

に開催する。
2 臨時総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1) 理事会が必要と認めるとき (2) 正会員総数の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき

第15条 正会員は各1個の議決権を有する。

3 正会員は、委任状をもって、総会における議決権の行使を他の出席正会員に委任することができる。

第16条 総会の決議は、議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員総数の半数以上であって、正会員総数の議決権の3分の2以上の多数をもって決する。
(1) 会員の除名 (2) 監事の解任 (3) 定款の変更 (4) 解散 (5) その他法令で定められた事項
3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

第18条 この法人に次の役員を置く。

理事 40名以上60名以内、監事3名以内
2 理事のうち1名を会長、7名以内を副会長、1名以内を専務理事、20名以内を常任理事とする。

第19条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常任理事は、理事会の決議により、理事の中から選定する。

第20条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
3 理事が不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告する。

第22条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結のときまでとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結のときまでとする。

6 会長、副会長、専務理事及び常任理事は、毎事業年度毎に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第 23 条 この法人の役員たるにふさわしくない行為があった場合、その他第 10 条第 1 項各号の一に類する事実があったときは総会の決議により、その役員を解任することができる。

第 24 条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては総会において定める総額の範囲内で、総会が別に定める役員の報酬等及び費用に関する規程により報酬を支給することができる。

第 25 条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 111 条第 1 項の役員の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償金額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た金額を限度として免除することができる。

第 27 条 この法人に理事会を置く。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

第 28 条 理事会は、この定款に別段の定めがあるもののほか次の事項を決議する。

- (1) この法人の業務の執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常任理事の選定及び解職

第 31 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、議決に加わることのできる理事全員が当該提案について書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。

第 34 条 この法人には、業務の執行に必要な委員会を置くことができる。

第 35 条 この法人には、業務の執行に必要な部会を置くことができる。

第 36 条 この法人には、業務の執行に必要な支部を置くことができる。

第 37 条 この法人の資産は、次に掲げるものにより構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) 寄附金品
- (6) その他の収入

第 39 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供する。

第 40 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、通常総会に提出し、第 1 号及び第 2 号についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

第 41 条 主たる事務所には、前条の書類のほか、次の書類を 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

附則

2 この法人の最初の会長は、次のとおりとする。

稲場久二男

入会及び退会規程（案）、会費規程（案）、役員の報酬等及び費用に関する規程（案）、総会運営規則（案）については、誌面の都合上ご案内できませんので、ホームページよりダウンロードすることが可能です。

<http://sagamiharahojinkai.or.jp>

相模原法人会

検索

第7号議案 理事及び監事一部改選の件

任期途中本総会終了をもって退任される役員は以下の通りです。

【退任役員 敬称略】

- 理事 高橋 良典 (中央南支部長)
- 理事 新津 裕史 (中央南第1地区長)
- 理事 内 勝行 (津久井中地区長)
- 理事 田尻 欽則 (城山地区長)



本総会終了後に就任される、退任役員の残任期間の役員は以下の通りです。

【新任役員 敬称略】

- 理事 山中 達 (中央南第1地区長)
- 理事 尾作 晃 (中央南第2地区長)
- 理事 米田 由太郎 (津久井中地区長)
- 理事 大用 裕司 (城山地区長)



平成23年度会員増強優良表彰

平成23年1月18日～平成24年1月13日までの会員増強優良地区及び個人のみなさまに表彰状を授与いたしました。

◆会員増強優良地区 南台地区

◆会員増強優良個人

- 古定 勝次 様
- 岩崎 正 様
- 笹野 稔 様
- 佐々木 久美 様
- 尾崎 進 様
- 田部井 勝治 様
- 平良 國明 様
- 関戸 和浩 様
- 加藤 四郎 様
- 真田 勉 様
- 久保田 義則 様
- 牛久保 政宏 様
- 高橋 保男 様
- 米田 由太郎 様

◆会員増強優良推進員

- 大同生命保険会社
- 青木 淳子 様
- 渋谷 智子 様
- 原 昭弘 様
- 大城 桂子 様
- 飯田 美千代 様
- AIU保険会社
- 杉田 吉弘 様
- 田代 憲一 様
- 勝又 三陽 様
- 世羅田 丈雄 様
- 福田 圭一 様
- 奥本 真弘 様
- 川上 通 様

アメリカンファミリー生命保険会社

- 川上 芳弘 様
- 松下 タエコ 様
- 三島 弘 様



平成 23 年度功績表彰

法人会活動及び事業への貢献等が評価され、各支部及び各部会より推薦されたみなさまへ感謝状を授与いたしました。

中央北支部 相模原矢部地区幹事

金子 力 様

中央南支部 中央南第 1 地区幹事

坂下 忠文 様

大野北支部 淵野辺第 1 地区幹事

齋藤 實 様

大野中支部 大野中第 1 地区幹事

佐藤 顕 様

大野南支部 会計幹事

杉本 静也 様

橋本支部 橋本第 2 地区幹事

鈴木 正弘 様

大沢支部 大沢第 2 地区副地区長

小川 美智男 様

田名支部 会計幹事

高橋 成育 様

上溝支部 麻溝地区副地区長

石原 武 様

新相麻支部 相武台地区幹事

平戸 啓司 様

相模台支部 南台地区会計幹事

渡邊 知雅子 様

津久井第 1 支部 津久井東地区副地区長

小嶋 省二 様

津久井第 2 支部 藤野地区会計幹事

榎島 正 様

源泉部会

大貫 善久 様

女性部会 副部長

石原 美智子 様

青年部会 副部長

小谷 圭一 様



大型保障制度新規加入協力感謝状

大型保障制度への新規加入へのご紹介を頂いたみなさまへ感謝状を授与いたしました。

津久井東地区

尾崎 進 様

上溝第 1 地区

小島 明 様

小山清新地区

田部井 勝治 様

大野中第 1 地区

細谷 和久 様

大野中第 1 地区

田島 嗣也 様

大野中第 1 地区

小方 雄大 様

大沢第 2 地区

佐久間 次郎 様

新磯地区

荒井 優子 様



イータックス普及推進感謝状受贈

当会は、イータックス普及推進のための活動を行って参りました。このたび、その活動が評価され、相模原税務署長より、感謝状が贈呈されました。



活動フラッシュ

相模原法人会の活動報告 2012年4月▶▶▶ 2012年6月

税務研修会

4月25日(水)



平成 24 年度税制改正のポイント
大野南支部

会場／ホテルラポール千寿閣
講師／相模原税務署 担当官

親睦研修旅行

5月13日(日)



親睦研修日帰りバス旅行
被災地視察応援ツアー／橋本支部

目的地／北茨城市 大津港・五浦海岸
大津港にて押寄せた大津波による被害者に対し海に向かって全員で黙祷

源泉部会研修会

5月15日(火)



平成 24 年度税制改正のあらし・
業種別チェックポイント

会場／相模原法人会館
講師／相模原税務署 担当官

税務研修会

6月18日(月)



平成 24 年度改正税法説明会
「平成 24 年度税制改正について」・「事業承継税制について」

会場／相模原法人会館 会議室
講師／相模原税務署 担当官・東京地方税理士会 相模原支部所属税理士

社会貢献事業

5月4日(祝)・5日(土)



相模の大凧まつりへ参加
新相麻地区

会場／新戸スポーツ広場
相模原法人会の名前と伴に天高く舞い上がる

社会貢献事業

6月3日(日)



相模原市相模川クリーン作戦(缶橋大作戦)
青年部

会場／相模川河川敷高田橋付近
相模川一斉清掃を終えて気分晴れやかに

健康セミナー

5月17日(木)



「前立腺のお話し」～肥大症とがん～／上溝支部

会場／相模原法人会館 大会議室
講師／北里大学医学部泌尿器科学 診療講師 石井大輔先生

健康セミナー

6月1日(金)



女性部会健康講座
骨盤”美”調整しましょう

会場／相模原法人会館
講師／スマイルボディスタジオ 代表 櫻木五美先生

相模原税務署

国税を期限内に納付できない場合には…

国税については、それぞれ定められた納期限までに納付していただく必要があります。

延滞税がかかります

- ※納期限までに完納されない場合には、原則として法定納期限の翌日から完納する日までの日数に応じて計算した延滞税を納付しなければなりません。
- ※延滞税率は年 14.6% です。ただし、納期限の翌日から 2 か月を経過する日までの延滞税率は、年 7.3% と前年 11 月 30 日の日本銀行が定める基準割引率+4% のいずれか低い割合になります。

財産の差押えなどの滞納処分を受ける場合があります。

- ※督促状が送付されてもなお納付されない場合には、法律に定められた差押えなどの強制的な徴収手続を行うこととなります。

納税証明書「その3」が発行されません。

- ※納税証明書「その3」は「未納の税額がないこと」の証明です。

災害や病気などによって、国税を一時に納付することができない方のために、納税の猶予等の納税の緩和制度があります。

納税の猶予とは…

次のような理由によって国税を一時に納付することができない場合は、納税者の方の申請に基づいて、1年以内の期間に限り納税の猶予を受けることができます。

- ①財産について、災害を受け又は盗難にあったこと
- ②納税者又は家族などが病気にかかったり負傷したこと
- ③事業を廃止し又は休止したこと
- ④事業について著しい損失を受けたこと

- ⑤法定申告期限から1年以上経過した後に、修正申告や更正などにより納付すべき税額が確定したこと
- ※猶予の許可がされると猶予期間中の延滞税は全部又は一部が免除されます。
 - ※やむを得ない理由により、猶予期間内に納付できない場合は、猶予期間の延長を申請することができます。
 - ※納税の猶予を受けるためには、原則として担保の提供が必要です。

納税の猶予を受けるためには、いくつかの要件を満たす必要があります。
詳しくは税務署の徴収担当にご相談ください。



太郎 きょうは相模原総合卸売市場の中にある有限会社サイトウさんを訪問しています。

花子 卸売のお店ってどんなお仕事をしているのかしら。

サイトウさんの歩みを聞かせてください。

斉藤社長 もともと川崎市で創業し、昭和42年に相模原総合卸売市場に支店を出しました。川崎から金曜日に場所を見に来て、「ここならやれそうだ」と考えてその日のうちに契約し、土曜日曜で準備、月曜日に開店というあわただしさでしたね。

今では考えられないスピード出店ですね。

もともと私は川崎市役所に勤めていて、兄が店を経営していたのですが、ビニール袋を売って商売になるのが面白くて、この業界に入ったのです。まだスーパーのレジ袋が無い時代で、開店当初は包装資材、紙コップ、紙袋が主力商品でした。

お店を始めた頃は奥さんもいろいろご苦労があったのでは…。

奥さん 子どもをおぶって仕事をしていましたよ。若かったですね(笑)。

包装資材で10年やっているうち、最初は2軒だった同業者が6軒になったんです。これはいけない、このままではダメだと思って厨房設備と料理機器に手を広げました。そのお陰で売り上げを伸ばす事が出来ました。

たくさんの料理道具がありますよね。品揃えの特徴は何ですか。

たわしから冷蔵庫まで何でもそろう店ということですね。厨房設備や調理器具、包装資材など食材以外は何でも扱っています。冷蔵庫、ガスコンロ、シンク、のれん、提灯、鍋、包丁、割箸、ポリ袋、洗剤、紙コップ、使いすて容器、年賀たお、白衣、伝票等扱っています。

わぁ！すごい！このお店に来れば何でもそろうんですね。

お仕事上でどんなことを心がけていますか。

地域密着、親切営業ということですね。お客さんと近い関係、顔と顔を合わせて話をする関係を大切にしています。こんなものはないかとか、この品物は手に入らないかといった相談にもしっかり耳を傾けて、お客さんのためにできる限りのことをしています。そういう気持ちをこめて親切営業というモットーを掲げています。何気ない会話の中から仕事に結びつく話が出てくることもありますし、何より人と人とのふれあいを感じられるのがうれしいですね。市内の個人商店は年々減っていて、市場も土曜日に一般開放していますが、頑張っている個人店を応援したいと思っています。

家族ぐるみの付き合いをしているお客さんもいます。「畑でこんな物が採れた」と言って持って来てくれたりね…。

最後に2代目の栄治さん、これからの抱負をお話し下さい。

栄治さん これからもお客さんとのコミュニケーションを大切にしていきたいと思います。父が続けてきた親切営業を心掛け、昔ながらの対面販売の良さを生かしながら、頑張っている小売店を応援していきます。



厨房設備・料理道具 有限会社 サイトウ
相模原市中央区東淵野辺4-15-1
ゲームセンター イミグランデ裏
TEL・FAX / 042-756-0627
営業時間 / 5:30~12:30
休業日 / 日曜、祝日、水曜、不定休(月2回程度)



法人会館の会議室がご利用になれます

地区支部主催の役員会や研修会でのご利用は無料です。会員会社で主催する会議や研修会でのご利用の場合は会員料金、会員以外の方は一般料金でご利用になれます。

詳しいお問い合わせは

(社)相模原法人会事務局まで

会員の皆様のお手元に届いております

法人会だよりと一緒に、貴社の広告を封入できます

《発行内容》	部	数	／4,000部
	発	行	／隔月（5月、7月、9月、11月、1月、3月）
《封入広告》	寸	法	／角2封筒に入る大きさ（A4版、B4版またはA3版の2つ折まで可。）
	内	容	／・会員に配布するに相応しい内容である事 ・発行部数分印刷、寸法にあう事
	料	金	／¥30,000（1回）
	申込	問合	／封入希望発行月より1ヶ月前までに法人会事務局までお電話下さい。

本誌に関するお問い合わせ、プレゼントのお申し込み・感想はこちらまで…

社団法人相模原法人会事務局
〒252-0236 神奈川県相模原市中央区富士見 6-13-16
TEL 042-755-3027 FAX 042-753-3273
URL <http://www.sagamiharahojinkai.or.jp>



相模原法人会だより

今回の表紙



テーマ『大島の獅子舞』

8月に大島諏訪神社に奉納される大島の獅子舞は、江戸時代の角兵衛獅子が民族芸能として伝えられたものらしく、下九沢御嶽神社、鳥屋諏訪神社にも同様の獅子舞があり、いずれも神奈川県民族無形文化財に指定されています。

撮影地/緑区大島 撮影者/松田廣司

読者プレゼント



今すぐ
ハガキか
FAXで!

手造り燻製セットを
抽選で5名様に
プレゼント!

手造り燻製セット お手軽香房
(定価 3,580 円の品) スモークウッド 1 本付

5名様

W222×奥行194×H415

提供元：有限会社 サイトウ

プレゼント 応募方法

「手造り燻製セット お手軽香房 スモークウッド1本付」希望、住所、お名前、電話番号、そして「法人会だより」に対する感想、ご意見等をご記入のうえ、7月31日までに、FAX又は郵送で相模原法人会事務局までお申し込み下さい。ご応募は、土曜日市場に直接取りに来られる方に限らせて頂きます。当選者の方には事務局よりご連絡させていただきます。ご感想などご紹介させて頂く場合がございます。

平成24年度も相模原法人会活動にご協力をお願い申し上げます。

正副会長 一同

流体制御機器及び継手、オゾン製品、熱交換器の設計・製造・販売

RGL JOINT **株式会社 リガルジョイント**
REGAL JOINT CO., LTD.

小スペースから
建物全体まで脱臭

喫煙所
グループホーム
ペットのニオイ

取締役会長 **稲場 久二男**

〒252-0331 神奈川県相模原市南区大野台1-9-49
TEL 042-756-7567 FAX 042-752-2004
URL <http://www.rgl.co.jp> E-mail info@rgl.co.jp

有限会社 **村上製作所**

代表取締役 **村上 重治**

神奈川県相模原市中央区小町通2-5-6
TEL (042) 773-8595
FAX (042) 773-0243

YOUHOKU

代表取締役 **田 貝 修**

湘北互事株式会社
〒252-0146 神奈川県相模原市緑区大山町5番9号
TEL 042-773-1313(代) FAX 042-771-6430
E-mail : syouthoku@apricot.ocn.ne.jp

出産から介護まで人生をトータルサポート!

STS **相模原商事株式会社**

取締役会長 **蛸谷 康夫**
代表取締役社長 **蛸谷 康一**

〒252-0317 神奈川県相模原市南区御園5丁目15番13号

TEL. **042-743-0587** FAX. **042-748-7878**
<http://www.sagami-s.jp>

代表取締役社長 **佐々木 佳美**

株式会社 ヱィコム
〒2520331 神奈川県相模原市南区大野台5-3-26
TEL : 042-756-1234 FAX : 042-750-0935
E-mail ysasaki@vicom-jp.com

ISO9001 JGA-QM184
ISO15001 JGA-IMG733 SI Div

VISUAL COMMUNICATION **VICOM**

OR **尾崎理化株式会社**

代表取締役 **尾崎 晃**

本社 〒252-0153 神奈川県相模原市緑区根小屋1888
TEL **042-784-2525** FAX 042-784-2555
E-mail: ozaki@green.ocn.ne.jp
URL: <http://www.ozakirika.co.jp/>
横浜営業所 〒226-0028 横浜市緑区いぶき野31-1-10
TEL 045-988-0531 FAX 045-988-0532
多摩営業所 〒192-0907 東京都八王子市長沼町200-6
TEL 042-637-2200 FAX 042-632-7212

ISO14001 認証取得本社

BOUTIQUE **Tiffany** 貴女のためのブティック (7号~15号)

代表取締役 **晝間 良雄**

有限会社ティファニー
〒252-0143 神奈川県相模原市緑区橋本3-4-8
TEL・FAX 042-773-8484

モナの丘 The Hill of the MONA 農業生産法人
株式会社 **グリーンピア相模原**

代表取締役社長 **桑田 俊夫**

本社 〒252-0316 相模原市南区双葉2-17-5
TEL 042-701-7558
FAX 042-748-5392
相模原市南区下溝4390
TEL/FAX 042-777-8586
URL : www.monanooka.com
E-mail : monanooka@monanooka.com

ハーフ園モナの丘
〒252-0335



法人税確定申告書提出の
会員の方は、この**会員証**を
切り取り申告書の別表下欄に
貼付して提出してください。



※きりとり

(社)相模原法人会会員証